

令和7年度ひろしまの森づくり事業特認事業 (広域事業者を事業主体とするもの) 公募要領

令和6年12月26日制定

令和7年度「ひろしまの森づくり事業」交付金事業(特認事業)(以下「事業」という。)の募集を行いますので、交付を希望される方は次により応募してください。

1 事業の背景・目的

県土の保全や水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とした、森林の公益的機能の維持増進等を図るために要する取組を支援します。

2 補助対象事業

(1) 1で記した目的を達成するため、以下の全ての要件を満たす取組を行う者を公募し、選考を行ったうえで、補助金を交付する事業を実施します。

- ア 第4期ひろしまの森づくり事業推進方針(以下「推進方針」という。)に合致するもの。
- イ ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)及びひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領(以下「実施要領」という。)に基づく事業のうち、広域事業者(2以上の市町域で事業を実施する予定の事業主体をいう。以下同じ。)が行うものであること。

(2) 以下に該当するものは、原則として事業の対象としません。

- ア 事業の補助を受ける者(以下「補助事業者」という。)が事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず外部委託する取組や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占めるもの。
- イ 単に設備の整備や備品の購入等に留まり、推進方針の達成に寄与しないもの。
- ウ 県外の森林整備や森林整備活動を対象とした事業であるもの。

3 補助事業者

補助事業者は、本県の森林の公益的機能の維持増進を図ることに對して意欲的な活動を行う団体で、次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 補助事業の遂行に必要な組織、能力、知識を有していること。
- (2) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 団体又はその代表者が、次に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない場合。
 - イ 破産者で復権を得ない場合。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されている場合。
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合
 - オ 広島県の契約の手続きにおいて、その公正な手続を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体である場合。（以下「暴力団等」という。）なお、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供する場合があります。

4 事業期間

事業期間は次の通りとします。

- (1) 事業開始日：交付決定日
- (2) 事業完了日：令和8年3月13日（金）まで

5 事業の公募について

令和7年1月8日（水）～令和7年2月7日（金）午後5時までの間に電子データを提出してください。

なお、電子データ提出後にヒアリングを行いますので、下記までご連絡ください。

※連絡先：広島県農林水産局森林保全課森づくり推進グループ

電話：082-513-3694（ダイヤルイン）

E-mail：noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp

※応募書類は、公募期間の最終日必着です。

6 選考（採択）について

(1) 選考方法

選考は応募書類に基づいて、あらかじめ県において審査を行ったうえで採択決定します。

審査については、ひろしまの森づくり事業（特認事業）審査委員会設置要領に基づいて行います。

なお、審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じません。

また、必要に応じてヒアリングや、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 申請提出書類及び提出部数（採択申請分）

| 番号 | 提出書類 | 様式 |
|----|--|-----------|
| 1 | 要望書 | 実施要領第1号様式 |
| 2 | 調査票 | 別紙様式1 |
| 3 | 事業内訳書 | 別添様式2 |
| 4 | 申立書 | 別紙様式3 |
| 5 | 計画位置図（位置が特定できる縮尺） | 任意 |
| 6 | 団体の規約 | 任意 |
| 7 | 決算資料（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表又は決算資料） | 任意 |
| 8 | 現況写真（必要に応じて添付） | 任意 |
| 9 | 事業内容をPRできる資料 ・令和7年度の活動スケジュール ・令和7年度の収支計画 ・機器購入、施設整備がある場合は、見積書、カタログ、設計図書等 ・事業実施後の展開（中長期計画書など） | 任意 |

※上記以外でも、審査にあたり必要と思われる書類等の提出を追加で求める場合があります。

※提出データのサイズは、A4縦、横書きを基本とします。ただし、財務諸表やパンフレット等既存のものを活用してもかまいません。また、データはファイル名に番号を付して提出してください。

(3) 審査結果通知について

採択又は非採択の結果については、申請者に電子メールにて通知します。

7 補助金交付申請について

採択された事業者は、交付要綱及び実施要領等関係規定に基づき補助金交付申請書を作成し、別途通知する日までに提出してください。また、採択された場合でも交付申請内容等に不備がある場合や要件を満たさない場合は、交付決定を行わない場合があります。

8 補助事業の開始について

補助事業者は、県からの補助金交付決定通知日以降に、補助事業の開始が可能となります。なお、交付決定前の契約など次に掲げる支出は交付対象とはなりませんので留意してください。

- (1) 資材等の購入など補助事業を行うための契約が交付決定日より前に行われたもの。
- (2) 補助事業の実施日が交付決定日より前のもの。
- (3) 補助事業に係る対価の支払い及び契約行為が、事業完了日までに終了していないもの。
ただし、補助期間中に支出義務が発生し、かつ当該経費の額（支出義務額）が確定しているものであって、事業期間中に支払われていないことに相当な理由がある経費を除く。
- (4) 補助事業に係る契約等の支払いにおいて、支払事実が証明できないもの。
- (5) クレジット、割賦販売、手形等による支払いなど実質負担額が証明できないもの。

9 実績報告及び補助金額の確定について

補助事業者は、原則として事業完了の日から 30 日以内又は令和 8 年 3 月 13 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

県は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、確定検査（書類検査及び必要に応じて行う現地検査）を行い、事業が交付決定の目的に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

10 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、事業完了後に提出される実績報告を確認したうえで行います。

ただし、必要があると認められる場合には、交付決定された補助金の一部について、補助事業の事業期間中に概算払いを受けることができます。

11 取得財産の管理について

補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理及び保守を行うとともに、故障等による利用率の低下を最小限にするなどの運用を図る必要があります。

また、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供することはできません。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、1 件 50 万円以上の機械及び器具

12 補助事業者の義務

この事業の交付決定を受けた事業者は、交付要綱及び実施要領に基づき、次の条件を守る必要があります。

- (1) 事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で交付要綱第 10 条第 2 項の規定による処分の制限期間を経過していないものについては、交付要綱別記様式第 3 号による取得財産調書及びその関係書類を整備保管すること。
- (5) 補助事業者（地方公共団体を除く）は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (6) 補助事業者（地方公共団体を除く）は、(5) により契約をしようとするときは、当該契約に係る一般の競争、指名競争、又は随意契約（以下「競争入札等」という）に参加しようとする者（取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（税抜）以上の契約の相手方に限る。）に対し、交付要綱別記様式第 4 号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

13 成果広報の協力について

本事業の成果を普及するため、補助事業者は県が実施する広報に協力をしていただきます。
なお、当該広報に関して補助事業者に発生する費用は補助対象となりません。

14 違反に対する処分について

補助事業者は、当該事業が貴重な財源である県民からの「ひろしまの森づくり県民税」でまかなわれることに十分留意するとともに、法令その他の規程の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行うことが義務付けられています。

したがって補助金等に関して補助金等の交付の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、「広島県補助金等交付規則」に基づき、以下の処分が定められています。

(1) 交付決定の取消し

補助金を他の用途への使用、交付決定の内容又は交付条件、その他法令に違反した場合は交付決定を取消します。

(2) 補助金返還

交付決定の取消しに伴い、補助金を返還しなければなりません。

(3) 加算金及び延滞金

補助金の返還を命じられたときは、補助金額に加えて、納付の日までの当該利息に相当する加算金を併せて納付しなければなりません。また、これを納期までに納付しなかったときは別途延滞金を納付しなければなりません。

15 その他

(1) 補助事業に係る経理処理や提出書類、検査等を実施する際の留意事項等に係る基本的事項として、補助事業の手引きを作成しています。

(2) 当該補助事業は、以下の規定のほか関係法令等を遵守する必要があります。

ア 広島県補助金等交付規則（昭和 48 年 10 月 30 日規則第 91 号）

イ ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱（平成 19 年 4 月 5 日制定）

ウ ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領（平成 19 年 4 月 5 日制定）

エ ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領の運用（令和 4 年 4 月 1 日制定）

オ 第 4 期ひろしまの森づくり事業に関する推進方針

(3) 県議会において、本事業に係る歳入歳出予算が議決されなかった場合、本事業は中止します。

16 応募書類の提出先及び問合せ先

〒730-8511

広島県広島市中区基町 10-52

広島県農林水産局森林保全課森づくり推進グループ

電話番号：082-513-3694（FAX:082-223-3583）

E-mail:noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp